

告 示

埼玉県告示第六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年一月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ルミエール
- 三 代表者の氏名
勝田 猛
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県児玉郡美里町大字駒衣五百九十六番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす高齢者および障がい者に対し、訪問介護、通所介護、居宅介護支援、老人ホームの運営、生活サポート、送迎等を行い、高齢者および障がい者が自立した生活を過ごせるような福祉社会の増進に寄与することを目的とする。